

平成 17 年 10 月 31 日

財務省 主税局 税制第三課
課長 佐川 宣寿 様

財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

「公益信託税制」に対する要望

当協会は民法上の公益法人を中心とする、民間公益組織の支援、調査、政策提言団体として、現在進行中の公益法人制度の抜本的改革ならびにその税制について提言活動を続けてきておりますが、財産権を主体として公益活動を行う法制度である公益信託についても、今後の法制ならびに税制について大きな関心を持っております。

つきましては、新しい公益信託に係わる税制として下記のとおり要望いたしますので、今後新非営利法人税制の詳細を検討される際、あわせて公益信託税制につきましても抜本的にご検討されるようお願いいたします。

記

基本的な考え方

今後の日本社会において民間公益活動の果たす役割とその発展は極めて重要であると認識されており、本年 6 月政府税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループの発表した「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」においても次のように指摘しているところである。

「『あるべき税制』の一環として、『新たな非営利法人制度』とこれに関連する税制を整合的に再設計し、寄附金税制の抜本的改革を含め『民間が担う公共』を支える税制の構築を目指そうとするものに他ならない。これはまた、歳入歳出両面における財政構造改革の取組みと併せて、わが国の経済社会システムの再構築に欠くことのできない取組みでもあるといえよう。」

周知のとおり、公益信託も正に民間の資金による非営利の公益活動であり、「民間が担う公共」の一翼として位置づけられる制度である。

このような観点から公益信託についても「公益性を有する非営利法人」に対する課税関係ならびに寄附金税制と基本的に同一の税制を構築していただきたい。

税制支援の対象となる新たな公益信託

公益信託についても新たな非営利法人制度同様、平成 18 年度通常国会提出を目指す信託法の抜本改正の一部として、現在法制審議会において審議中である。

本要望書において、税制支援措置を要望する公益信託については、新たな公益性のある非営利法人と同等の判断要件(目的・事業・組織)により公益性が認定され、あわせてガバナンス、情報開示、財務上の規律等その適正運営の確保についても同等の法的効果を持つ制度として、設計された新たな公益信託を想定している。

当公益法人協会でも去る 8 月 30 日付けで、法務省宛新しい公益信託制度については、公益法人制度改革の基本的枠組みとできる限り平仄を合わせるよう提案している。その具体的内容については添付の「『信託法改正要綱試案』に対する意見」(以下「意見」という)をご参照いただきたい。

新たな公益信託に対する課税関係

1 公益性の判断

第三者機関により公益性の認定を受けた公益信託は税法上の公益信託として取り扱うこと。

注 1 「意見」では非営利法人の公益性を認定する第三者機関が信託の公益性も認定するよう提言している。

2 現行 3 区分の廃止

公益信託は税制上の取り扱いについて区分を設けず、すべて同一に扱うこと。

注 2 現行公益信託税制は、財務大臣への協議を経て主務大臣の証明又は認定を得た特定公益信託または認定特定公益信託ならびにそのいずれでもない(一般の)公益信託に分け、信託収益課税、相続税課税、寄附金税制について異なる取り扱いをしているが、この区分を撤廃し、第三者機関の公益性認定を受けた公益信託はすべて同一の取扱とすべきである。

3 第三者機関の公益性認定を受けた公益信託にかかわる税制は、下記のとおりとすること。

1) 委託者(当初出捐者)の課税関係

公益信託に信託された財産は、委託者の所有権から完全に離脱しており、信託終了時においても委託者・その相続人に帰属することがないので、受益者不特定・未存在の場合における一般原則である信託収益の委託者課税は行なわず、また、委託者の相続財産として取り扱わないこと。

注 3 受益者が不特定・未存在の場合、信託の収入・支出の帰属は委託者とみなされるため、

法人が委託者の場合、信託収益について委託者に課税関係が生ずることとされている（法人税法 § 12 ）。

現行税制では特定公益信託・認定特定公益信託については、この一般原則の適用除外としているが、一般公益信託についてはこの原則が適用される結果となっている。なお、個人が委託者の場合は、特定公益信託・認定特定公益信託又は一般公益信託いずれの場合も信託収益に係わる所得税は非課税となっている(所得税法 11)。

注 4 現行税制では一般公益信託について委託者死亡時において、公益信託財産は委託者の相続財産とされ、相続税課税が行われることとなる。したがって、公益信託財産について相続権のない相続人が相続税を負担するという著しく非合理的な取扱となっている。

なお、特定公益信託および認定特定公益信託については、相続税非課税とされている(相続税基本通達 4-1)。

注 5 「意見」では公益信託の残余財産は公益性非営利法人同様、国、地方公共団体、類似の公益目的を有する公益信託、公益法人等に帰属するものとしているため、信託財産は委託者から完全に離脱する。したがって、すべての公益信託について委託者課税原則を適用除外とし、あわせて相続財産からも除外する扱いとするべきである。

2) 寄附金税制

公益信託への当初および追加信託金ならびに寄附金(以下総称して寄附金という)は寄附金支援措置の適用を受けるものとする。

注 6 現行税制では認定特定公益信託に対する寄附金についてのみ、法人の場合特定公益増進法人(法人税法 § 37)または個人の場合特定寄附金(所得税法 § 78)とみなして損金算入または寄附金控除が認められている。

また、特定公益信託に対する寄附金については一般寄附金の損金算入限度額が適用され、一般公益信託については、損金扱いそのものが認められない複雑な制度となっている。

公益性認定を受けた公益信託について特に異なる取扱をする合理的根拠に欠けるため、すべての公益信託について一律の寄附金支援措置を講ずるべきである。

注 7 地方税において公益性非営利法人に対する寄附金税制が見直される場合は、公益信託についても同様に措置していただきたい。

3) 相続財産の寄附および現物資産の寄附

公益信託に相続財産を寄附した場合、相続税の課税価格に算入しないものとする。

また、有価証券等現物資産を公益信託に寄附した場合におけるみなし譲渡所得税について、公益性非営利法人への現物寄附と同様の支援措置を講ずること。

注 8 現在、認定特定公益信託に対して相続財産を寄附した場合のみ相続税は非課税とされている（租税特別措置法 § 70 ）。しかしながら、公益性認定を受けた公益信託について特に異なる取扱いをする合理的根拠に欠けるため、すべての公益信託について相続税非課税措置を講ずるべきである。

また、現物資産による公益信託への寄附についても、みなし譲渡所得の取り扱いにおいて公益性非営利法人同様これを支援するための措置を検討するべきである。

以上